

特殊健康診断等について

● じん肺健康診断

常時粉じん作業に従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際、ならびに常時粉じん作業に従事したことのあるじん肺管理区分2および3の労働者に対し実施するものです。

じん肺管理区分に応じた健康診断の頻度は下の表のとおりです。

健康診断個人票については、エックス線フィルムとともに7年間保存する必要があります。

毎年、12月末現在のじん肺健康管理実施状況報告を、翌年2月末までに、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければなりません。

粉じん作業従事との関連	管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

● 鉛健康診断

鉛業務に常時する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6ヶ月以内(はんだ付け等の一定の業務については1年以内)ごとに実施するものです。

● 特定化学物質等健康診断

特定化学物質を製造または取り扱う業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6ヶ月以内ごとに実施するものです。

● 石綿健康診断

石綿を製造または取扱う業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6ヶ月以内ごとに実施するものです。

● 電離放射線健康診断

放射線業務に従事する労働者で管理区域に立ち入る者に対し、雇い入れの際または当該業務への配置換えの際及びその後6ヶ月以内ごとに実施するものです。

● 有機溶剤健康診断

有機溶剤の製造または取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、または当該業務へ配置換えの際及びその後6ヶ月以内ごとに実施するものです。

● 高気圧業務健康診断

高圧室内業務または潜水業務に従事している労働者に対して、雇い入れ時、配置換えの際、及びその後6ヶ月以内ごとに実施するものです。

● 四アルキル鉛健康診断

四アルキル鉛等の業務に従事している労働者に対して、雇入れ時、配置換えの際及びその後3ヶ月以内ごとに実施するものです。

● 歯科健康診断

塩酸、硫酸、硝酸、亜硫酸、フッ酸等のガス、蒸気、粉じんを発生する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れ時、配置換えの際及びその後6ヶ月以内ごとに実施するものです。

※特殊健康診断を実施した後、その結果を所轄監督署長へ報告しなければなりません。(ただし歯科検診は労働者50人以上の事業場)

特殊健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。(ただしじん肺健康診断は7年間、特定化学物質等健康診断のうち一定の物質及び石綿健康診断については30年間)